

佐賀県人工透析患者通院支援事業実施要綱 新旧対照表

旧	新
<p>第1～2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 人工透析医療機関における通院送迎サービス促進事業</p> <p>外来の人工透析患者を受け入れる人工透析医療機関が、人工透析患者の通院治療のため通院送迎サービスの<u>新設もしくは</u>は拡充する際に次の費用を負担した場合、当該人工透析医療機関に対して、その費用の一部を補助することができる。</p> <p>ア 車両整備費</p> <p>人工透析患者の通院送迎に使用する車両の購入費及び改造費</p> <p>【サービス拡充の事例等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗車人数を増加させるための車両の購入・改造 ・車いす利用者の送迎を可能とする改造 ・送迎車台数の増加 ・その他県が通院送迎サービス内容の拡充を認めるもの <p>イ 運転手人件費</p> <p>人工透析患者の通院送迎に伴う運転手の人件費</p> <p>ただし、人工透析患者が乗車する回の送迎時間に係る人件費に限る。</p> <p>【サービス拡充の事例等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院送迎サービス実施日数（曜日）の増加 ・運行台数の増加 ・その他県が通院送迎サービス内容の拡充を認めるもの <p><u>ウ 車両燃料費</u></p> <p><u>人工透析患者の通院送迎に使用する車両の燃料費</u></p> <p><u>ただし、人工透析患者が乗車する回の送迎距離に係る燃料費に限る。</u></p>	<p>第1～2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 人工透析医療機関における通院送迎サービス促進事業</p> <p>外来の人工透析患者を受け入れる人工透析医療機関が、人工透析患者の通院治療のため<u>令和6年度以降に</u>通院送迎サービスの<u>新設または拡充を</u>する際に次の費用を負担した場合、当該人工透析医療機関に対して、その費用の一部を補助することができる。</p> <p>ア 車両整備費</p> <p>人工透析患者の通院送迎に使用する車両の購入費及び改造費</p> <p>【サービス拡充の事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗車人数を増加させるための車両の購入・改造 ・車いす利用者の送迎を可能とする改造 ・送迎車台数の増加 ・その他県が通院送迎サービス内容の拡充を認めるもの <p>イ 運転手人件費</p> <p>人工透析患者の通院送迎に伴う運転手の人件費</p> <p>ただし、人工透析患者が乗車する回の送迎時間に係る人件費に限る。</p> <p>【サービス拡充の事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院送迎サービス実施日数（曜日）の増加 ・運行台数の増加 ・その他県が通院送迎サービス内容の拡充を認めるもの

【サービス拡充の事例等】

- ・ 通院送迎サービス実施日数（曜日）の増加
- ・ 運行台数の増加
- ・ その他県が通院送迎サービス内容の拡充を認めるもの

(2) 福祉有償運送サービス利用支援事業

人工透析患者が通院のために福祉有償運送サービスを利用した場合に、利用料金の4分の1以上の割引を行った当該福祉有償運送事業者に対して、4分の1割引相当に事務手数料を加算した経費を補助することができる。

第4～5条 略

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

(2) 福祉有償運送サービス利用支援事業

人工透析患者が透析治療のための通院の際に福祉有償運送サービスを利用した場合、利用料金の4分の1以上の割引を行った当該福祉有償運送事業者に対して、4分の1割引相当に事務手数料を加算した経費を補助することができる。

第4～5条 略

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。